

# 自転車の安全運転

道路交通法が改正され、令和6年11月1日から、自転車を運転中の違反行為について厳罰化されました。

## ☆ ながらスマホの罰則強化

自転車を運転しながらスマートフォン等で通話したり、画面を注視する、いわゆる「ながらスマホ」の罰則が強化されます。

～ これまでは5万円以下の罰金 → 改正後は6月以下の懲役  
又は10万円以下の罰金に厳罰化  
さらに交通事故を起こす等、交通の危険を生じさせた場合、  
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金となった

## ☆ 自転車の酒気帯び運転も処罰化

これまで、処罰の対象となるのは酩酊状態で自転車を運転する「酒酔い運転」だけでしたが、改正後は酩酊状態ではない「酒気帯び運転」についても処罰の対象となりました。

～ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

また、酒を飲んで自転車を運転することだけでなく、

- ・ 自転車を飲酒運転するおそれのある者に酒類を提供する
- ・ 自転車を飲酒運転するおそれのある者に自転車を提供する
- ・ 自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その自転車に同乗(2人乗り)する

行為も処罰されます。

自転車も「軽車両」という車両です。  
交通ルールを厳守しましょう。

# 不知火

大牟田警察署  
0944-43-0110  
急ぐとき  
110番



大牟田警察署のホームページをご覧ください。

最新の情報やお知らせを掲載しています。



QRコード →

### 駅前交番管内令和6年 事件・事故発生状況(1~10月)

● 犯罪発生	(前年同期比)
○ 自転車盗	8件(±0)
○ オートバイ盗	0件(-1)
○ 侵入窃盗	4件(+4)
○ 車上ねらい	0件(-1)
○ その他の窃盗	0件
● 交通事故	
○ 人身事故	36件(+12)

## 業者を装った不審な訪問に注意

### 関東地方で「闇バイト」による強盗事件が連続発生

被害に遭った住宅の中には、直前に不審な業者の訪問が相次いでいたことが分かっています。

犯人達は強盗の下見のため、通信業者やリフォーム業者などを名乗って一般住宅を訪問し、家族構成や留守の時間等を聞き出して犯行前の情報収集を行います。

さらに「家の中を見せて下さい」と言って、家の中にまで入って来ようとします。

不審な訪問に対しては、

- ・ 相手の身分をしっかりと確認する
- ・ ドアを開けずにインターホンやドア越しに対応する
- ・ 家のことや家族の情報を教えない

ことを徹底するとともに、躊躇することなく110番通報して下さい。

